

各地方整備局長 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（昭和 2 4 年 1 2 月大蔵省告示第 9 9 1 号）が平成 2 2 年 2 月 2 4 日財務省告示第 6 0 号により改正されたことに伴い、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 5 号）の別冊工事請負契約書等の一部を下記のとおり改正し、平成 2 2 年 4 月 1 日以降に締結される契約から適用することとしたので、通知する。

記

（工事請負契約書の一部改正）

- 第 1 「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 5 号）の別冊工事請負契約書を次のように改正する。
第 3 4 条第 8 項、第 4 5 条第 3 項及び第 4 9 条第 3 項中「年 3. 6 パーセント」を「年 3. 3 パーセント」に改める。

（土木設計業務等委託契約書の一部改正）

- 第 2 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 6 号）の別冊土木設計業務等委託契約書を次のように改正する。
第 3 4 条第 6 項、第 4 1 条第 3 項並びに第 4 6 条第 1 項及び第 2 項中「年 3. 6 パーセント」を「年 3. 3 パーセント」に改める。

（建築設計業務委託契約書の一部改正）

- 第 3 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 1 0 年 1 0 月 1 日付け建設省厚契発第 3 7 号）の別冊建築設計業務委託契約書を次のように改正する。
第 3 4 条第 6 項、第 4 1 条第 3 項並びに第 4 6 条第 1 項及び第 2 項中「年 3. 6 パーセント」を「年 3. 3 パーセント」に改める。

（建築工事監理業務委託契約書の一部改正）

- 第 4 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 1 3 年 2 月 1 5 日付け国官地第 3 - 2 号）の別冊建築工事監理業務委託契約書を次のように改正する。
第 3 1 条第 3 項中「年 3. 6 パーセント」を「年 3. 3 パーセント」に改める。